

一般不妊治療費助成制度について

一般不妊治療を受けている方に、治療に要した費用の一部を助成しています。

対象となる治療

- ・医療保険の適用される不妊治療
- ・医療保険適用外の体外受精及び顕微鏡検査を除く人工授精等の治療
- ・診断のための検査や治療効果を確認するための検査等、治療の一環として行われる検査

対象者 婚姻が確認できる法律上の夫婦(事実婚含む)であって次の要件をすべて満たす方

- ①治療及び申請日において、夫婦とも、または一方があま市に住所がある
- ②医療保険各法に加入している
- ③産婦人科または泌尿器科、皮膚泌尿器科で一般不妊治療を受けている

助成額

一般不妊治療に要した本人負担額の2分の1以内で、1年度(3月診療分から翌年2月診療分までの1年間)あたり50,000円を上限とします。

助成期間

継続して2年間とし、愛知県内の他市町村で一般不妊治療に対する助成を受けていた場合は、その助成期間もこれに含みます。ただし、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合は、当該中断月数について、助成期間を延長します。

また、この制度を利用して妊娠・出産し、さらに次のお子さんを希望され、一般不妊治療を受ける場合は、新たに2年間の助成が受けられます。

必要書類

- ①あま市一般不妊治療費助成事業申請書
- ②あま市一般不妊治療費助成事業に関する同意書
- ③あま市一般不妊治療費助成事業受診等証明書(医療機関での証明が必要)
- ④該当する治療費の領収書、明細書(原本)
- ⑤あま市一般不妊治療費助成請求書(振込先の分かるもの)
- ⑥夫婦2人分の健康保険証
- ⑦戸籍謄本
- ⑧世帯全員の住民票

なお、⑦⑧の書類については、申請者の同意を得て、市で確認ができる方は省略できます。

※申請書は、市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

申請時期

令和3年3月から令和4年2月までの診療分については、3月18日(金)までに申請してください。

問合せ 七宝保健センター ☎441・5665 美和保健センター ☎443・3838 甚目寺保健センター ☎443・0005

骨髄移植ドナー等の助成金交付事業のご案内

市では、骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するため、ドナーとドナーが勤務する事業所に対し、助成金を交付しています。

交付対象と助成額

対象	助成金の額
【ドナー】 提供日に市内に住所を有し、日本骨髄バンクを介して骨髄または末梢血幹細胞の提供を行ったドナー	1日につき2万円 (上限7日)
【事業所】 上記ドナー(個人事業主を除く)が勤務している国内の事業所(国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を除く)	1日につき1万円 (上限7日)

※他の地方公共団体から同種同類の助成金等を受けている場合は、交付対象とはなりません。

申請期限 骨髄または末梢血幹細胞の提供が完了した日から1年以内

申請先・問合せ 七宝保健センター ☎441・5665 美和保健センター ☎443・3838
甚目寺保健センター ☎443・0005